

事務連絡
平成 30 年 3 月 22 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局老人保健課
高齢者支援課
振興課
総務課認知症施策推進室

「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 1) (平成 30 年 3 月 22 日)」の送付について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、
厚く御礼申し上げます。

本日「平成 30 年度介護報酬改定に関する Q&A (平成 30 年 3 月 22 日)」
を送付いたしますので、貴県又は貴市におかれましては、御了知の上、管
下市町村又は事業所等への周知を徹底し、その取扱いに当たっては遺漏な
きよう、よろしくお願い申し上げます。

【通所介護、地域密着型通所介護】

○ 生活機能向上連携加算について

問 35 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えてよいか。

(答)

貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合議により適切に設定する必要がある。

問 36 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数 200 床未満のものに限る。）と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。

(答)

- ・貴見のとおりである。
- ・なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている 200 床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。

○ ADL 維持等加算について

問 37 平成 30 年度の ADL 維持等加算の算定の可否を判断する場合、平成 29 年 1 月から 12 月が評価対象期間となるが、この時期に、加算を算定しようとする指定通所介護事業所が指定介護予防通所介護事業所と一体的に運営されていた場合、指定居宅サービス基準第 16 条の 2 イ（1）の「利用者」には、当該指定介護予防通所介護事業所の利用者も含まれるか。

(答)

含まれない。本件加算は、指定通所介護及び指定地域密着型通所介護が対象である。なお、指定居宅サービス基準第 16 条の 2 イ（3）に「要支援認定」とあるのは、「利用者」に要支援者を含むとの意味ではなく、初回の要支援認定の後、評価対象利用開始月までの間に要介護認定を受ける場合を想定したものである。

問 38 ADL 維持等加算について、評価対象利用期間は指定通所介護事業所又は指定地域密着型通所介護事業所を継続して 6 月以上利用した期間とされているが、1) この「連

「継して利用」とは、毎月1度以上利用していることを指すのか。2) この「連續して6月以上利用」は評価対象期間内である必要があるのか。3) 6月より多く連續して利用している場合、当該連續しているすべての月を評価対象利用期間とするのか。

(答)

- 1) 貴見のとおりである。
- 2) 貴見のとおりである。評価対象利用期間は、評価対象期間の一部であることを想定している。つまり、その最初の月から最後の月まで、評価対象期間に含まれている必要がある。
- 3) 連續しているすべての月ではなく、その中に最初の月が最も早い6月の期間を評価対象利用期間とする。例えば、2月から11月まで連續利用がある場合は、2月から11月までではなく、2月から7月までを評価対象利用期間とする。

問39 ADL維持等加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）は、算定しようとする月の5時間未満の通所介護の算定回数が5時間以上の通所介護の算定回数以上の利用者でも算定できるのか。

(答)

できる。